

令和 6 年度
土地所有・利用概況
調査報告書

国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室

はじめに

土地政策を適時適切に実施するためには、土地に関する情報を的確に得ることが重要です。

例えば、土地利用計画・都市計画の策定においては、市街地再開発の推進、低・未利用地あるいは空中・地下の利用促進等を検討するための判断資料として、地域の土地利用現況、土地利用動向、権利関係情報等が必要になります。また、国・地方公共団体の住宅・宅地供給政策においては的確な供給計画を策定する際にも、地域における土地所有状況、土地需給動向等の情報が必要になります。

既存の資料の中には土地の所有・利用に関する有用な情報が数多く蓄積されていますが、土地政策のための資料として収集されていないものも多く、それらをすぐに土地情報として活用するには限りがあります。

そこで、国土交通省では、平成4年度から全国（北方領土を除く）の「土地所有・利用概況」を取りまとめております。

本報告書は33度目の成果となりますが、本報告書でとりまとめている情報は、経年的変化や過年度との比較を行うために蓄積して行くことが重要であり、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

最後に、本報告書の作成に当たって、情報提供いただいた方々に深く感謝申し上げます。

目 次

はじめに

本報告書を利用する際の注意事項

ページ

1 地域区分	1
2 データの特徴	3
(1) 世帯数、人口及び高齢者数	3
(2) 法人数	3
(3) 行政面積	3
(4) 国有地	5
(5) 都道府県有地	5
(6) 市町村有地	6
(7) 民有地	7
(8) 土地利用現況	8
(9) 市街化区域内の農地	8
3 結果表	13
(1) 地域区分	14
(2) 結果表	15

土地所有・利用概況

ページ

I 土地所有・利用の状況	1
1 所有主体別の土地面積	1
2 国公有地の状況	2
3 民有地の状況	3
(1) 民有地面積	3
(2) 民有地所有者数	5
4 その他	7
(1) 土地利用状況	7
(2) 宅地面積	7
(3) 市街化区域内の農地面積	8
II 土地所有・利用状況の推移	9
1 民有地面積	9
2 民有地所有者数	10
3 一人当たり民有地面積	11
4 土地利用状況の推移	12

本報告書を利用する際の注意事項

1 地域区分

地域区分は以下のとおり。

なお、データにより調査時点が異なり、さらに市町村合併の発生があるため、データの統一を図る観点から令和6年3月31日時点での市町村として取りまとめている。

① 地域規模別 … 「大都市」、「市」、「町村」及び「境界未定地域等」

- ・大都市 … 政令指定都市及び東京都特別区
- ・市 … 「大都市」以外の市
- ・町村 … 町村

(注) 地域規模別に行政面積を表す場合には、次の面積を合算した面積を「境界未定地域等」と表記する。

- ・境界未定地域（市町村をまたがる境界未定地域）面積
- ・「全国都道府県市区町村別面積調」による都道府県面積と市区町村面積の差

② 圏域別 … 「三大都市圏」及び「地方圏」

- ・三大都市圏 … 「東京圏」、「名古屋圏」及び「大阪圏」
 - 東京圏 … 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
 - 名古屋圏 … 愛知県及び三重県
 - 大阪圏 … 京都府、大阪府及び兵庫県
- ・地方圏 … 「三大都市圏」以外の道県で、「北海道」及び「北海道以外」
 - 北海道 … 北海道
 - 北海道以外 … 「地方圏」の中で、「北海道」以外の県

③ 三大都市圏別 … 「東京圏」、「名古屋圏」及び「大阪圏」 「市街地」及び「市街地以外」

- ・市街地 … 首都圏整備法の既成市街地・近郊整備地帯、中部圏開発整備法の都市整備区域、近畿圏整備法の既成都市区域・近郊整備区域に全部又は一部が含まれる市町村（いわゆる「特定市町村」）で、茨城県、奈良県を除いた市町村
- ・市街地以外 … 「市街地」以外の市町村

(注) 「全国」値を示すため、便宜上「地方圏」も記載する。

④ ブロック別	…	「北海道」、「東北」、「北関東」「南関東」、「北陸」、「東山」、「東海」、「近畿」、「中国」、「四国」、「九州」及び「沖縄」
・北海道	…	北海道
・東北	…	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
・北関東	…	茨城県、栃木県及び群馬県
・南関東	…	埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
・北陸	…	新潟県、富山県、石川県及び福井県
・東山	…	山梨県及び長野県
・東海	…	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県
・近畿	…	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
・中国	…	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
・四国	…	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
・九州	…	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
・沖縄	…	沖縄県

2 データの特徴

本報告書に掲載している表は、関係省庁並びに都道府県から収集した資料及び各種公表資料を基に作成したものである。

主なデータについて、収集方法及びデータの特徴は以下のとおり。

(1) 世帯数、人口及び高齢者数

世帯数、人口及び高齢者数は、総務省『全国市町村要覧令和6年版』（令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口・世帯数に基づくもの）を基にしている。

なお、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行に伴い、当該人口及び世帯数については、外国人住民を含んでいる。

(2) 法人数

法人数は、国税庁『第148回国税庁統計年報書令和4年度版』（令和4年4月1日から令和5年3月31日の会計年度の数値）を基にしている。

なお、本報告書では、法人のうち、普通法人、協同組合等、公益法人等をいう。

(3) 行政面積

全国の行政面積は、国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』（令和5年10月1日現在）の全国面積から北方領土面積を除いた面積とした。

また、都道府県の行政面積は、総務省『全国市町村要覧令和6年版』（令和5年10月1日現在）を基に作成した。

なお、市区町村の行政面積には、境界未定に関わる一部の湖沼・埋立地等の面積が含まれておらず、都道府県内に存する市区町村の行政面積を合計した場合、これらを含んでいる都道府県の行政面積とは合致しない。また、各行政面積の算出過程において、端数処理の都合で、数値が合致しない場合もあることに留意が必要である。

[全国の行政面積]

都道府県・市区町村・湖沼等		面積（全国市町村要覧令和6年版）		
		本調査行政面積（北方領土除き）	行政面積	北方領土 市町村境界未定
全国		37,297,170 ha	37,797,476 ha	
北海道		7,841,840 ha	8,342,146 ha	
	色丹村	0 ha	25,057 ha	●
	泊村、留夜別村	0 ha	148,990 ha	●
	留別村、紗那村、藻取村	0 ha	316,775 ha	●
	根室市（歯舞諸島分）	0 ha	9,484 ha	●
	風連湖	6,417 ha	6,417 ha	●
	然別湖	359 ha	359 ha	●
	上記以外	7,835,064 ha	7,835,064 ha	
青森県		964,510 ha	964,510 ha	
岩手県		1,527,504 ha	1,527,504 ha	
宮城県		728,229 ha	728,229 ha	
秋田県		1,163,752 ha	1,163,752 ha	
	八郎潟調整池の一部	2,197 ha	2,197 ha	●
	上記以外	1,161,555 ha	1,161,555 ha	
山形県		932,315 ha	932,315 ha	
福島県		1,378,439 ha	1,378,439 ha	
茨城県		609,756 ha	609,756 ha	
栃木県		640,809 ha	640,809 ha	
群馬県		636,228 ha	636,228 ha	
埼玉県		379,775 ha	379,775 ha	
千葉県		515,672 ha	515,672 ha	
	市川市・船橋市境界地先の土地	10 ha	10 ha	●
	上記以外	515,662 ha	515,662 ha	
東京都		219,993 ha	219,993 ha	
	鳥島	479 ha	479 ha	●
	ペヨネース列岩	0 ha	0 ha	●
	須美寿島	2 ha	2 ha	●
	姉姉岩	0 ha	0 ha	●
	中央防波堤埋立地	120 ha	120 ha	●
	新海面処分場	236 ha	236 ha	●
	荒川河口部	112 ha	112 ha	●
	上記以外	219,044 ha	219,044 ha	
神奈川県		241,632 ha	241,632 ha	
新潟県		1,258,388 ha	1,258,388 ha	
富山県		424,754 ha	424,754 ha	
石川県		418,620 ha	418,620 ha	
福井県		419,054 ha	419,054 ha	
山梨県		446,527 ha	446,527 ha	
	本栖湖	470 ha	470 ha	●
	上記以外	446,057 ha	446,057 ha	
長野県		1,356,156 ha	1,356,156 ha	
岐阜県		1,062,129 ha	1,062,129 ha	
静岡県		777,707 ha	777,707 ha	
愛知県		517,309 ha	517,309 ha	
	名古屋港口の埋立地	259 ha	259 ha	●
	衣浦港口埋立地	48 ha	48 ha	●
	上記以外	517,002 ha	517,002 ha	
三重県		577,448 ha	577,448 ha	
滋賀県		401,738 ha	401,738 ha	
京都府		461,220 ha	461,220 ha	
大阪府		190,534 ha	190,534 ha	
兵庫県		840,095 ha	840,095 ha	
奈良県		369,094 ha	369,094 ha	
和歌山県		472,469 ha	472,469 ha	
	鯉島	0 ha	0 ha	●
	上記以外	472,469 ha	472,469 ha	
鳥取県		350,703 ha	350,703 ha	
島根県		670,781 ha	670,781 ha	
岡山県		711,460 ha	711,460 ha	
	児島湖	705 ha	705 ha	●
	上記以外	710,755 ha	710,755 ha	
広島県		847,894 ha	847,894 ha	
山口県		611,261 ha	611,261 ha	
徳島県		414,699 ha	414,699 ha	
香川県		187,687 ha	187,687 ha	
愛媛県		567,592 ha	567,592 ha	
高知県		710,228 ha	710,228 ha	
福岡県		498,765 ha	498,765 ha	
	羽島	1 ha	1 ha	●
	上記以外	498,764 ha	498,764 ha	
佐賀県		244,068 ha	244,068 ha	
長崎県		413,105 ha	413,105 ha	
熊本県		740,918 ha	740,918 ha	
大分県		634,070 ha	634,070 ha	
宮崎県		773,416 ha	773,416 ha	
鹿児島県		918,618 ha	918,618 ha	
	鷹島（鹿児島南方）	4 ha	4 ha	●
	津倉瀬（宇治群島北東方）	1 ha	1 ha	●
	上記以外	918,613 ha	918,613 ha	
沖縄県		228,209 ha	228,209 ha	
	うるま市・金武町境界部地先の海面埋立地	18 ha	18 ha	●
	上記以外	228,191 ha	228,191 ha	

(4) 国有地

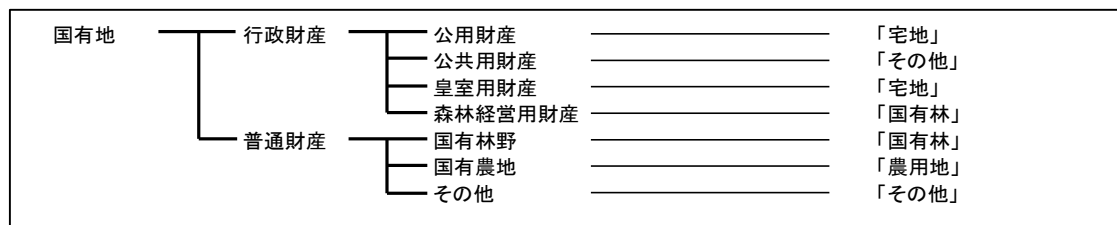
財務省が所有する国有財産台帳データ（令和 6 年 3 月 31 日現在）を用いて、国土交通省で独自に集計している。

所在地は国有財産を所管する官署の所在地となっている場合が多く、必ずしも実際の所在地とは一致しない。特に、この誤差が大きい国有林野については国有財産台帳データを使用せず、国有林野の市町村別集計を行っている。集計には、農林水産省が作成している『2020 年農林業センサス第 1 巻都道府県別統計書（農山村地域調査）』（令和 2 年 2 月 1 日現在）の「所有形態別林野面積（2）林野面積 国有(計)」を用いた。

また、本報告書では在外公館等及び千島列島の国有地は含めていない。

なお、国有地の財産区分及び用途区分を「宅地」、「農用地」、「国有林」及び「その他」とした。

[国有地の区分]



(注) 国有財産として取り扱う国有地は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 2 条に規定されている。

ただし、同法第 38 条(同法施行令第 22 条の 2)により、「公共用財産のうち公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの」と「一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたもの」は除外されている。

なお、道路法、河川法等の特別法で規制している財産の他に、認定外道路(道路法の適用がない道路)や普通河川(河川法の適用がない河川)の法定外公共用財産等は、この集計には含んでいない。

(注) 国有財産法の改正により、平成 25 年度から、行政財産の種類のうち「企業用財産」が「森林経営用財産」に変更となった。それに伴い、「森林経営用財産」はすべて「国有林」とした。

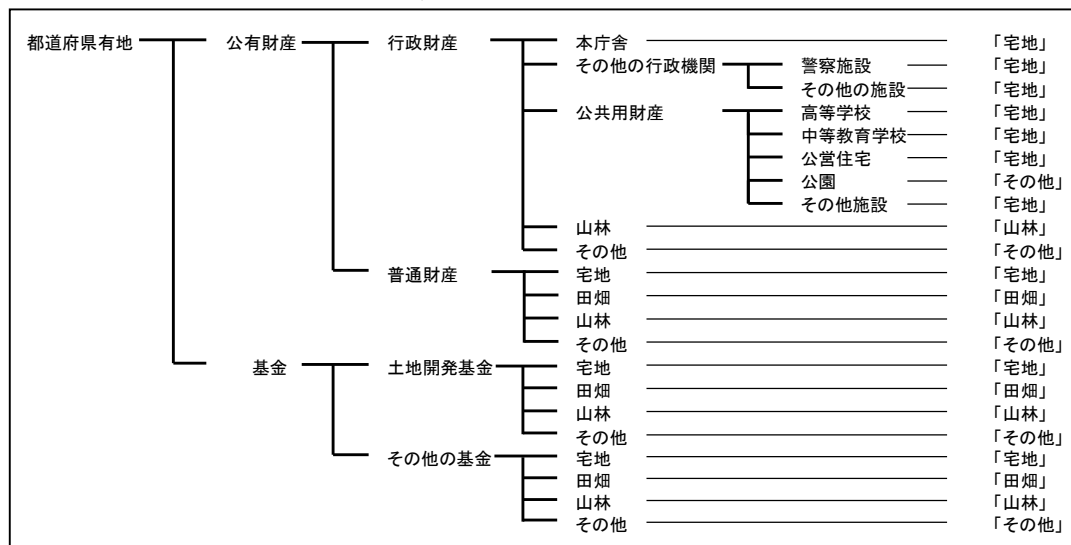
(5) 都道府県有地

総務省が作成している『令和 4 年度都道府県公共施設状況調査』（令和 5 年 3 月 31 日現在）を基にしている。

なお、本報告書の都道府県有地には、道路、橋りょう、河川、海岸、港湾及び漁港は含まな

い。

[都道府県有地の区分]



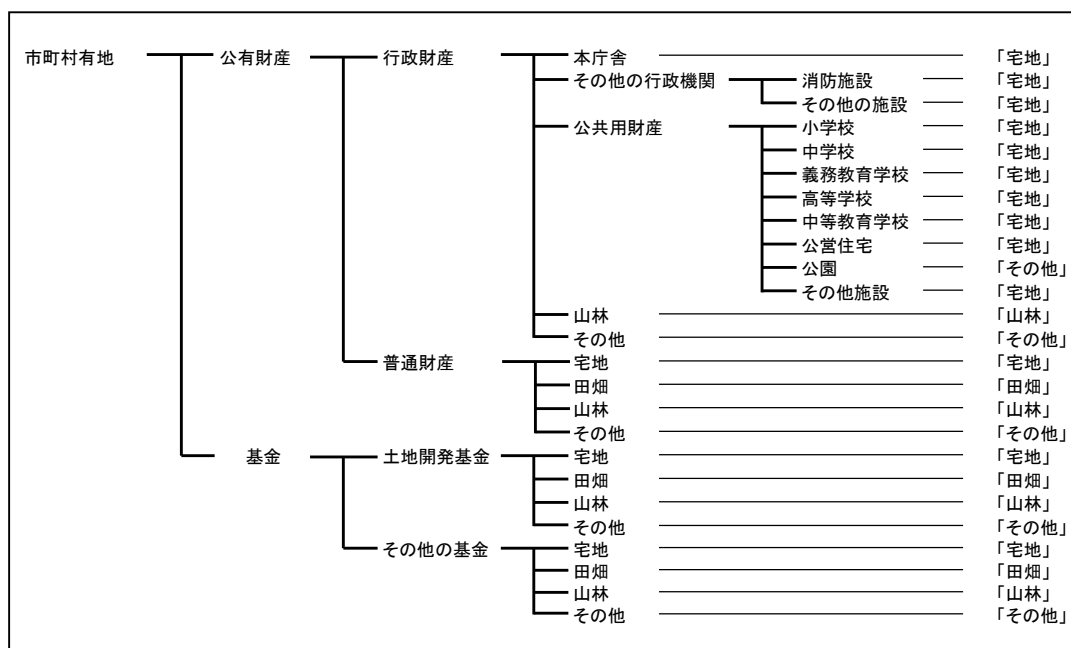
(6) 市町村有地

総務省が作成している『令和4年度市町村公共施設状況調査』(令和5年3月31日現在)を基にしている。

なお、本報告書の市町村有地には、道路、橋りょう、河川、海岸、港湾及び漁港は含まない。

(注) 令和元年度の『市町村公共施設状況調査』から、公共用財産の種類のうち、「義務教育学校」が追加となった。「義務教育学校」はすべて「宅地」とした。

[市町村有地の区分]

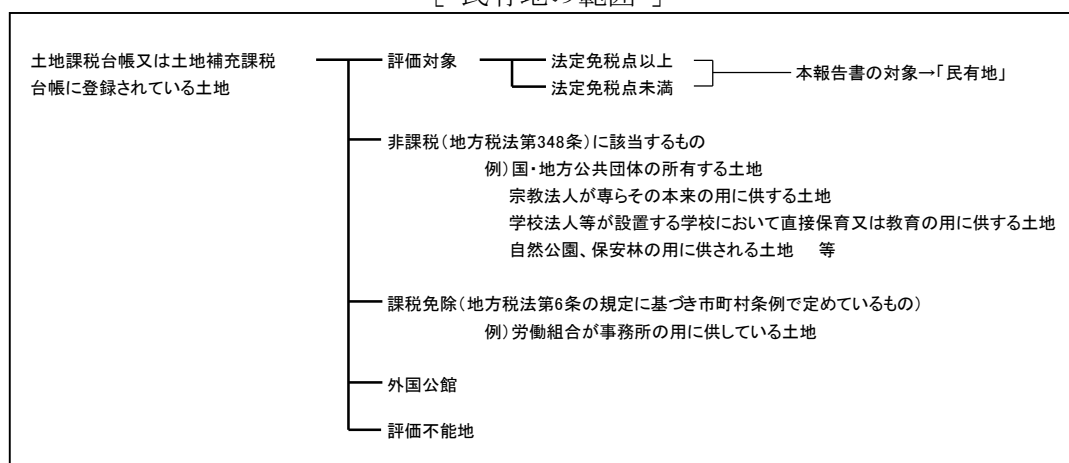


(7) 民有地

総務省が作成している『令和5年度固定資産の価格等の概要調書』（令和5年1月1日現在）を基にしている。

『令和5年度固定資産の価格等の概要調書』に掲載されている土地は、各市町村において固定資産税の評価対象となっている土地であり、令和5年1月1日現在で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている土地のうち非課税地等を除いたものである。本報告書ではこれを民有地とする。

[民有地の範囲]



本報告書中に記載している次の用語は『令和5年度固定資産の価格等の概要調書』における用語を基本として、次のように定義する。

ア 「所有者数」

『令和5年度固定資産の価格等の概要調書』における「納税義務者数」であり、次のとおり計上している。

(ア) 同一の者が二以上の地目（小区分を含む。）の土地を所有している場合においては、当該地目ごとに1人とする。

(イ) 同一の者が同一地目の土地を2筆以上にわたって所有している場合においては、筆の数によらず1人とする。

イ 「免税点」

地方税法（昭和25年法律第226号）第351条本文の規定による免税点をいう。

ウ 「筆数」

1つの筆が2つ以上の地目（小区分を含む。）で評価されている場合は、それぞれの区分ごとに1筆とする。

エ 「地区別」

次のとおり区分する。

- (ア)「商業地区」とは、主として商業店舗の連続する地区をいう。
- (イ)「住宅地区」とは、主として住宅用地が連続する地区をいう。
- (ウ)「工業地区」とは、主として工業用宅地が連続する地区をいう。
- (エ)「村落地区」とは、主として農漁家用宅地が点在又は集団する地区をいう。
- (オ)「観光地区」とは、温泉街地区、門前仲見世地区、名勝地区、海水浴場地区等で、一般商業地区とは若干その性格を異にする地区をいう。

(8) 土地利用現況

国土交通省『土地利用現況把握調査』（令和２年度）を基にしている。

(9) 市街化区域内の農地

生産緑地地区、特定市街化区域農地、一般市街化区域農地及び農地転用については、以下のよう引用した。

ア 生産緑地地区

国土交通省『令和５年都市計画現況調査』（令和５年３月３１日現在）を基にしている。

なお、生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地等のうち、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条の規定に基づき、良好な都市環境の形成に資するため市町村が定める都市計画法（昭和４３年法律第１００号）上の地域地区の一つである。

〈生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）抜粋〉

第一条（目的）

この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

第三条（生産緑地地区に関する都市計画）

市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- 二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。
- 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

〈都市計画法（昭和４３年法律第１００号）抜粋〉

第七条（区域区分）

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする

イ 特定市街化区域農地

総務省『令和5年度固定資産の価格等の概要調書』（令和5年1月1日現在）を基にしている。

なお、特定市街化区域農地とは、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和48年法律第102号）第2条に定められた固定資産税の宅地並み課税や相続税の納税猶予制度の不適用といった措置を適用することで宅地化の推進を図っている農地のことである。

〈特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和48年法律第102号）抜粋〉

第二条（定義）

この法律において「特定市街化区域農地」とは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地で、都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市の区域及びその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在するもののうち、地方税法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地をいう。

〈地方税法（昭和25年法律第226号）附則 抜粋〉

第十九条の二

令和元年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（農地のうち、都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内のもの（次に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）のうち、田園住居地域内市街化区域農地（市街化区域農地のうち、同法第八条第一項第一号に規定する田園住居地域内のものをいう。次条及び附則第二十二条において同じ。）以外のもの（以下この条において「通常市街化区域農地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該通常市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格により定められるべきものとする。

- 一 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する生産緑地（以下この号において「生産緑地」という。）である農地（生産緑地法の一部を改正する法律（平成三年法律第三十九号）の施行の日以後に都市計画法第八条第一項の規定により定められた生産緑地法第三条第一項に規定する生産緑地地区の区域内の生産緑地である農地のうち、同法第十条第一項に規定する申出基準日（以下この号において「申出基準日」という。）までに同法第十条の二第一項の規定による指定がされなかつたものであつて、当該申出基準日の属する年の翌年の一月一日（当該申出基準日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するものその他の政令で定めるものを除く。）
- 二 都市計画法第十一条第一項の規定により同法第四条第六項に規定する都市計画施設として定められた公園、緑地又は墓園の区域内の農地で同法第五十五条第一項の規定による同法第二十六条第一項に規定する都道府県知事等の指定を受けたものその他の政令で定める農地

第十九条の三（市街化区域農地に対して課する平成六年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

市街化区域農地に係る平成六年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成五年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第十九条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成五年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
率	0.2	0.4	0.6	0.8

ウ 一般市街化区域農地

総務省『令和5年度固定資産の価格等の概要調書』（令和5年1月1日現在）を基にしている。

なお、一般市街化区域農地とは、市街化区域内にある農地のうち、生産緑地地区及び特定市街化区域農地以外の農地のことである。

エ 農地転用

農林水産省『令和3年農地の権利移動・借賃等調査』より、農地法（昭和27年法律第229号）第4条、第5条の届出（令和3年1月1日から同年12月31日）による農地転用面積を基にしている。

(参考)

首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に基づく既成市街地及び近郊整備地帯を含む市町村

茨城県	龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、愛川町
埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町

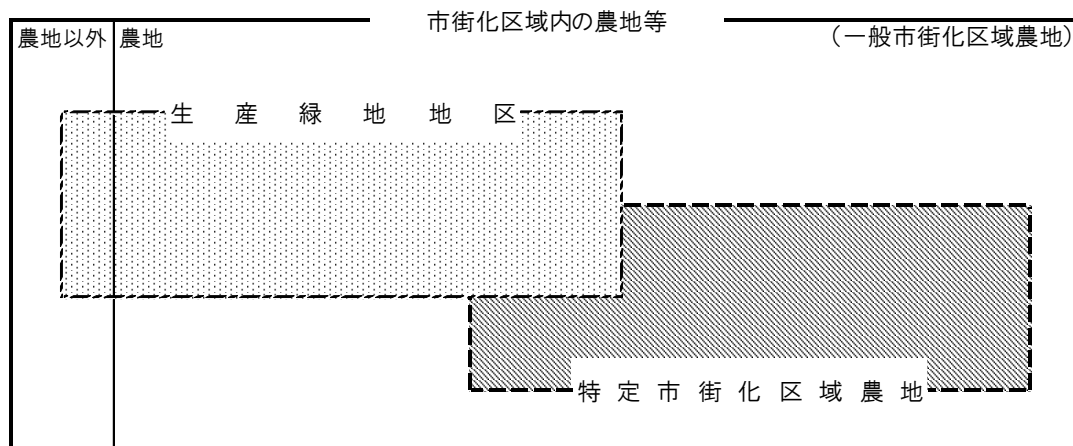
近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）に基づく既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村

大阪府	大阪市、守口市、東大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、大阪狭山市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、河南町、太子町、千早赤阪村
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）に基づく都市整備区域を含む市町村

愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県	四日市市、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町

市街化区域内の農地等の区分



3 結果表

結果表は下表について集計・製表を行い、国土交通省のホームページで公開している。

※URL【 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000063.html 】

結果表	表 名 称	表番号				
		地 域 区 分				
		地域規模別	圏域別	三大都市圏別	ブロック別	都道府県別
基礎表	世帯数・人口・高齢者数	表1-(1)-1				
			表1-(1)-2			
				表1-(1)-3		
					表1-(1)-4	
						表1-(1)-5
	法人数		表1-(2)-1			
					表1-(2)-2	
						表1-(2)-3
	行政面積	表1-(3)-1				
			表1-(3)-2			
				表1-(3)-3		
					表1-(3)-4	
						表1-(3)-5
分析表	土地所有主体別面積		表2-(1)-1			
					表2-(1)-2	
						表2-(1)-3
	国公有地面積		表2-(2)-1			
					表2-(2)-2	
						表2-(2)-3
	民有地所有者数・面積	表2-(3)-1				
			表2-(3)-2			
				表2-(3)-3		
					表2-(3)-4	
						表2-(3)-5
	民有地地目別面積	表2-(4)-1				
			表2-(4)-2			
				表2-(4)-3		
					表2-(4)-4	
						表2-(4)-5
	民有地地目別個人法人別所有者数（免税点以上）	表2-(5)-1				
			表2-(5)-2			
				表2-(5)-3		
					表2-(5)-4	
						表2-(5)-5
	民有地地目別個人法人別面積（免税点以上）	表2-(6)-1				
			表2-(6)-2			
				表2-(6)-3		
					表2-(6)-4	
						表2-(6)-5
	土地所有主体別宅地面積		表2-(7)-1			
					表2-(7)-2	
						表2-(7)-3
	市街化区域内の農地面積	表2-(8)-1				
			表2-(8)-2			
					表2-(8)-3	
						表2-(8)-4
時系列表	民有地面積（昭和50年～令和5年）		表3-(1)-1			
					表3-(1)-2	
	民有地所有者数（平成50年～令和5年）		表3-(2)-1			
					表3-(2)-2	
	一人当たり民有地面積（昭和50年～令和5年）		表3-(3)-1			
そ の 他	土地利用面積（昭和50年～令和2年）		表3-(4)			
						表4-(1)
都道府県・市町村公共施設財産別面積						

(1) 地域区分

地域規模別	
地域区分	
全国	
大 都 市	
市	
町 村	
境界未定地域等	

圏域別	
地域区分	
全国	
三大都市圏	
東京圏	
東京都	
特別区	
特別区以外	
東京都以外	
名古屋圏	
大阪圏	
地方圏	
北海道	
北海道以外	

三大都市圏別	
地域区分	
全国	
三大都市圏	
市街地	
市街地以外	
東京圏	
市街地	
市街地以外	
名古屋圏	
市街地	
市街地以外	
大阪圏	
市街地	
市街地以外	
地方圏	
市街地	
市街地以外	
北海道	
市街地	
市街地以外	
北海道以外	
市街地	
市街地以外	

ブロック別	
地域区分	
全国	
北海道	
東 北	
北関東	
南関東	
北 陸	
東 山	
東 海	
近 畿	
中 国	
四 国	
九 州	
沖 縄	

都道府県別	
地域区分	
全国	
北 海 道	
青 森 県	
岩 手 県	
宮 城 県	
秋 田 県	
山 形 県	
福 島 県	
茨 城 県	
栃 木 県	
群 馬 県	
埼 玉 県	
千 葉 県	
東 京 都	
神 奈 川 県	
新 潟 県	
富 山 県	
石 川 県	
福 井 県	
山 梨 県	
長 野 県	
岐 阜 県	
静 岡 県	
愛 知 県	
三 重 県	
滋 賀 県	
京 都 府	
大 阪 府	
兵 庫 県	
奈 良 県	
和 歌 山 県	
鳥 取 県	
島 根 県	
岡 山 県	
広 島 県	
山 口 県	
徳 島 県	
香 川 県	
愛 媛 県	
高 知 県	
福 岡 県	
佐 賀 県	
長 崎 県	
熊 本 県	
大 分 県	
宮 崎 県	
鹿 児 島 県	
沖 縄 県	

(2) 結果表 (表内の数値はダミー数値)

表1－(1)－〇 人口 ー〇〇別ー

(単位：世帯数は世帯、人口および高齢者数は人)

地域区分		世帯数	人口	高齢者数
地域規模別	〇	12, 345, 678 ※1	123, 456, 789 ※1	12, 345, 678 ※1
圏域別	〇			
三大都市圏別	〇			
ブロック別	〇			
都道府県別	〇			

<資料>

総務省「全国市町村要覧令和6年版」による。

<時点>

令和6年1月1日現在の数値である。

<集計値>

※1 総務省「全国市町村要覧」の[人口]に基づく数値。

表1－(2)－〇 法人数 ー〇〇別ー

(単位：法人)

地域区分		法人数
地域規模別		1, 234, 567 ※1
圏域別	〇	
三大都市圏別		
ブロック別	〇	
都道府県別	〇	

<資料>

国税庁「第148回国税庁統計年報書令和4年度版」による。

<時点>

令和4年4月1日から令和5年3月31日の会計年度の数値である。

<集計値>

※1 国税庁「国税庁統計年報書」の[法人数]に基づく数値。

表1－(3)－〇 行政面積 ー〇〇別ー

(単位：ha)

地域区分		行政面積
地域規模別	〇	12, 345, 678 ※1
圏域別	〇	
三大都市圏別	〇	
ブロック別	〇	
都道府県別	〇	

<資料>

国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、総務省「全国市町村要覧令和6年版」による。

<時点>

令和5年10月1日の数値である。

<集計値>

※1 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」の[令和5年10月1日面積]、総務省「全国市町村要覧」の[面積]に基づく数値。

表2－（１）－○ 土地所有主体別面積 ―○別―

(単位：ha)

地域区分	行政面積	国有地	国有林	都道府県有地	市町村有地	民有地	免税点以上			その他
							個人	法人	免税点未満	
地域規模別										
圏域別	○	300,000	100,000	90,000	20,000	30,000	100,000	30,000	20,000	50,000
三大都市圏別		※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9
ブロック別	○									
都道府県別	○									※10

<資料>

1. 行政面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、総務省「全国市町村要覧令和6年版」による。
2. 国有林以外の国有地面積は、国有財産台帳データを用いた国土交通省の独自集計による。
3. 国有林の面積は、農林水産省「2020年農林業センサス第1巻都道府県別統計書（農山村地域調査）」による。
4. 都道府県有地面積は、総務省「令和4年度都道府県公共施設状況調査（都道府県分）」による。
5. 市町村有地面積は、総務省「令和4年度都道府県公共施設状況調査（市町村分）」による。
6. 民有地面積は、総務省「令和5年度固定資産の価格等の概要調査」による。

<時点>

1. 行政面積は、令和5年10月1日の数値である。
2. 国有林以外の国有地面積は、令和6年3月31日現在の数値である。
3. 国有林の面積は、令和2年2月1日現在の数値である。
4. 都道府県有地面積は、令和5年3月31日現在の数値である。
5. 市町村有地面積は、令和5年3月31日現在の数値である。
6. 民有地面積は、令和5年1月1日現在の数値である。

<集計値>

- ※1 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」の[令和5年10月1日面積]、総務省「全国市町村要覧」の[面積]に基づく数値。
- ※2 「国有財産台帳」の[[数量(延)の合計([分類・種類名]が公用財産[市区町村コード]が01695と01696と01699と01999と55000を除く)]] + [[数量(延)の合計([分類・種類名]が公共用財産)]] + [[数量(延)の合計([分類・種類名]が普通財産で[市区町村コード]が01695と01696と01699と01999と55000を除く)]] + [[数量(延)の合計([分類・種類名]が([行政財産(皇室用財産)]] + [[国有林]※3)に基づく数値。
- ※3 農林水産省「農林業センサス第1巻都道府県別統計書（農山村地域調査）」の[国有林]に基づく数値。
- ※4 総務省「都道府県公共施設状況調査（都道府県分）」の[行政財産計]+[普通財産計]+[基金土地開発基金計]+[基金その他の基金計]に基づく数値。
- ※5 総務省「都道府県公共施設状況調査（市町村分）」の[公有財産(全項目)]+[基金(全項目)]に基づく数値。
- ※6 総務省「固定資産の価格等の概要調査」の[地籍_評価総地籍(ロ)]に基づく数値。
- ※7 総務省「固定資産の価格等の概要調査」の[地籍_個人(ハ)]に基づく数値。
- ※8 総務省「固定資産の価格等の概要調査」の[地籍_法人(ニ)]に基づく数値。
- ※9 ※6(民有地計) - ※7(民有地(免税点以上(個人))) - ※8(民有地(免税点以上(法人)))
- ※10 ※1(行政面積) - ※2(国有地) - ※4(都道府県有地) - ※5(市町村有地) - ※6(民有地)

表2－（２）－○ 国公有地面積 ―○別―

(単位：ha)

地 域 区 分	国公有地面積	国有地	都道府県有地	市町村有地
地域規模別				
圏域別	○	150,000	100,000	20,000
三大都市圏別		※1	※2	※3
ブロック別	○			30,000
都道府県別	○			※4

<資料>

1. 国有地面積は国有財産台帳データを用いた国土交通省の独自集計による数値（国有林以外）、農林水産省「2020年農林業センサス第1巻都道府県別統計書（農山村地域調査）」（国有林）の合計とした。
2. 都道府県有地面積は総務省「令和4年度都道府県公共施設状況調査（都道府県分）」による。
3. 市町村有地面積は総務省「令和4年度都道府県公共施設状況調査（市町村分）」による。

<時点>

1. 国有林以外の国有地面積は、令和6年3月31日現在、国有林の面積は令和2年2月1日現在の数値である。
2. 都道府県有地面積は、令和5年3月31日現在の数値である。
3. 市町村有地面積は、令和5年3月31日現在の数値である。

<集計値>

- ※1 ※2(国有地) + ※3(都道府県有地) + ※4(市区町村有地)
- ※2 「分析表 表2-(1)」※2と同じ。
- ※3 「分析表 表2-(1)」※4と同じ。
- ※4 「分析表 表2-(1)」※5と同じ。

表 2－（３）－○ 民有地所有者数・面積 －○○別－

地 域 区 分		(単位：人、ha、㎡)											
		所有者数（人）			所有面積（ha）			一人当たり面積（㎡）					
		免税点以上 個人	免税点以上 法人	免税点 未満	免税点以上 個人	免税点以上 法人	免税点 未満	免税点以上 個人	免税点以上 法人	免税点 未満	免税点以上 個人	免税点以上 法人	免税点 未満
地域規模別	○												
圏域別	○	3,000	1,000	500	1,500	30,000	10,000	5,000	15,000	100,000	100,000	100,000	100,000
三大都市圏別	○	※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10	※11	※12
ブロック別	○												
都道府県別	○												

<資料>

総務省「令和５年度固定資産の価格等の概要調書」による。

<時点>

令和５年１月１日現在の数値である。

<集計値>

- ※1 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[総数（イ）]に基づく数値。
- ※2 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[法定免税点以上のもの（ハ）（個人）]に基づく数値。
- ※3 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[法定免税点以上のもの（ハ）（法人）]に基づく数値。
- ※4 ※1（所有者数（総数））－※2（所有者数（免税点以上（個人）））－※3（所有者数（免税点以上（法人）））
- ※5 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「D」の[地籍_評価総地籍（ロ）]に基づく数値。
- ※6 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「E」の[地籍_個人（ハ）]に基づく数値。
- ※7 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_法人（ニ）]に基づく数値。
- ※8 ※5（所有面積（総数））－※6（所有面積（免税点以上（個人）））－※7（所有面積（免税点以上（法人）））
- ※9 ※5（所有面積（総数））× 10,000（ha→㎡）÷ ※1（所有者数（総数））
- ※10 ※6（所有面積（免税点以上（個人）））× 10,000（ha→㎡）÷ ※2（所有者数（免税点以上（個人）））
- ※11 ※7（所有面積（免税点以上（法人）））× 10,000（ha→㎡）÷ ※3（所有者数（免税点以上（法人）））
- ※12 ※8（所有面積（免税点未満））× 10,000（ha→㎡）÷ ※4（所有者数（免税点未満））

表 2－（４）－○ 民有地地目別面積 －○○別－

地 域 区 分		(単位：ha)				
		民有地面積				
		宅地	田畑	山林	その他	
地域規模別	○					
圏域別	○	1,000,000	200,000	200,000	400,000	200,000
三大都市圏別	○	※1	※2	※3	※4	※5
ブロック別	○					
都道府県別	○					

<資料>

総務省「令和５年度固定資産の価格等の概要調書」による。

<時点>

令和５年１月１日現在の数値である。

<集計値>

- ※1 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_評価総地籍（ロ）（合計）]に基づく数値。
- ※2 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_評価総地籍（ロ）（宅地）]に基づく数値。
- ※3 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_評価総地籍（ロ）（一般田）+（勧告遊休田）+（介在田・市街化区域田）+（一般畑）+（勧告遊休畑）+（介在畑・市街化区域畑）]に基づく数値。
- ※4 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「D」の[地籍_評価総地籍（ロ）（一般山林）+（介在山林）]に基づく数値。
- ※5 ※1（民有地地目別面積（総数））－※2（民有地地目別面積（宅地））－※3（民有地地目別面積（田畑））－※4（民有地地目別面積（山林））

表 2－（５）－○ 民有地地目別個人法人別所有者数（免税点以上）－○○別－

地 域 区 分		計			宅 地			田 畑			山 林			その他		
地域規模別	○		個人	法人		個人	法人		個人	法人		個人	法人		個人	法人
圏域別	○	8,000	6,000	2,000	9,000	8,000	1,000	2,000	1,500	500	2,000	1,500	500	1,500	1,000	500
三大都市圏別	○	※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10	※11	※12	※13	※14	※15
ブロック別	○															
都道府県別	○															

(単位：人)

<資料>

総務省「令和５年度固定資産の価格等の概要調書」による。

<時点>

令和５年１月１日現在の数値である。

<集計値>

※1 ※2（民有地地目別所有者数（個人計））＋※3（民有地地目別所有者数（法人計））

※2 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[法定免税点以上のもの（３）（個人）]に基づく数値。

※3 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[法定免税点以上のもの（３）（法人）]に基づく数値。

※1※2※3（計）の値は地目毎の合計値とは一致していない。

※4 ※5（民有地地目別所有者数（宅地・個人））＋※6（民有地地目別所有者数（宅地・法人））

※5 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[納税義務者数_個人（イ）（宅地）]に基づく数値。

※6 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「Ｅ」の[納税義務者数_法人（ロ）（宅地）]に基づく数値。

※7 ※8（民有地地目別所有者数（田畑・個人））＋※9（民有地地目別所有者数（田畑・法人））

※8 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「Ｅ」の[納税義務者数_個人（イ）（一般畑）＋（勧告遊休田）

＋（介在田・市街化区域畑）＋（一般畑）＋（勧告遊休畑）＋（介在畑・市街化区域畑）]に基づく数値。

※9 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「Ｅ」の[納税義務者数_法人（ロ）（一般畑）＋（勧告遊休田）

＋（介在田・市街化区域畑）＋（一般畑）＋（勧告遊休畑）＋（介在畑・市街化区域畑）]に基づく数値。

※10 ※11（民有地地目別所有者数（山林・個人））＋※12（民有地地目別所有者数（山林・法人））

※11 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「Ｅ」の[納税義務者数_個人（イ）（一般山林）＋（介在山林）]に基づく数値。

※12 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「Ｅ」の[納税義務者数_法人（ロ）（一般山林）＋（介在山林）]に基づく数値。

※13 ※14（民有地地目別所有者数（その他・個人））＋※15（民有地地目別所有者数（その他・法人））

※14 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「Ｅ」の[納税義務者数_個人（イ）（塩田）＋（鉱泉地）＋（池沼）＋（牧場）

＋（原野）＋（雑種地）]に基づく数値。

※15 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「Ｅ」の[納税義務者数_法人（ロ）（塩田）＋（鉱泉地）＋（池沼）＋（牧場）

＋（原野）＋（雑種地）]に基づく数値。

表 2－（６）－○ 民有地地目別個人法人別面積（免税点以上）－○○別－

地 域 区 分		計			宅 地			田 畑			山 林			その他		
地域規模別	○		個人	法人		個人	法人		個人	法人		個人	法人		個人	法人
圏域別	○	9,000	6,000	3,000	3,000	2,000	1,000	1,500	1,000	500	1,500	1,000	500	3,000	2,000	1,000
三大都市圏別	○	※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10	※11	※12	※13	※14	※15
ブロック別	○															
都道府県別	○															

(単位：ha)

<資料>

総務省「令和５年度固定資産の価格等の概要調書」による。

<時点>

令和５年１月１日現在の数値である。

<集計値>

※1 ※2（民有地地目別面積（個人計））＋※3（民有地地目別所面積（法人計））

※2 総務省「固定資産の価格等の概要調書」に記載する記号「Ｅ」の[地籍_個人（ハ）（合計）]に基づく数値。

※3 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_法人（ニ）（合計）]に基づく数値。

※4 ※5（民有地地目別面積（宅地・個人））＋※6（民有地地目別面積（宅地・法人））

※5 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_個人（ハ）（宅地）]に基づく数値。

※6 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_法人（ニ）（宅地）]に基づく数値。

※7 ※8（民有地地目別面積（田畑・個人））＋※9（民有地地目別面積（田畑・法人））

※8 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_個人（ハ）（一般田）＋（勧告遊休田）＋（介在田・市街化区域田）＋（一般畑）

＋（勧告遊休畑）＋（介在畑・市街化区域畑）]に基づく数値。

※9 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_法人（ニ）（一般田）＋（勧告遊休田）＋（介在田・市街化区域田）＋（一般畑）

＋（勧告遊休畑）＋（介在畑・市街化区域畑）]に基づく数値。

※10 ※11（民有地地目別面積（山林・個人））＋※12（民有地地目別面積（山林・法人））

※11 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_個人（ハ）（一般山林）＋（介在山林）]に基づく数値。

※12 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_法人（ニ）（一般山林）＋（介在山林）]に基づく数値。

※13 ※14（民有地地目別面積（その他・個人））＋※15（民有地地目別面積（その他・法人））

※14 ※2（民有地地目別面積（個人計））－※5（民有地地目別面積（宅地・個人））－※8（民有地地目別面積（田畑・個人））

－※11（民有地地目別面積（山林・個人））

※15 ※3（民有地地目別面積（法人計））－※6（民有地地目別面積（宅地・法人））－※9（民有地地目別面積（田畑・法人））

－※12（民有地地目別面積（山林・法人））

表 2－（7）－○ 土地所有主体別宅地面積 －○○別－

(単位：ha)

地 域 区 分		宅地面積				
			国有宅地	都道府県有宅地	市町村有宅地	民有宅地
地域規模別		1,000,000 ※1	200,000 ※2	200,000 ※3	400,000 ※4	200,000 ※5
圏域別	○					
三大都市圏別						
ブロック別	○					
都道府県別	○					

<資料>

1. 国有宅地面積は、国有財産台帳データを用いた国土交通省の独自集計による。
2. 都道府県有宅地面積は、総務省「令和4年度都道府県公共施設状況調査（都道府県分）」による。
3. 市町村有宅地面積は、総務省「令和4年度都道府県公共施設状況調査（市町村分）」による。
4. 民有宅地面積は、総務省「令和5年度固定資産の価格等の概要調書」による。

<時点>

1. 国有宅地面積は、令和6年3月31日現在の数値である。
2. 都道府県有宅地面積は、令和5年3月31日現在の数値である。
3. 市町村有宅地面積は、令和5年3月31日現在の数値である。
4. 民有宅地面積は、令和5年1月1日現在の数値である。

<集計値>

- ※1 ※2（国有宅地）＋※3（都道府県有宅地）＋※4（市町村有宅地）＋※5（民有宅地）
 ※2 「国有財産台帳」の[土地数量（宅地）]に基づく数値。
 ※3 総務省「都道府県公共施設状況調査（都道府県分）」の[宅地]に基づく数値。
 ※4 総務省「都道府県公共施設状況調査（市町村分）」の[宅地]に基づく数値。
 ※5 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_評価総地籍（ロ）（宅地）]に基づく数値。

表 2－（8）－○ 市街化区域内の農地面積 －○○別－

(単位：ha)

地 域 区 分	行政面積	市街化 区域面積	市街化区域内の 農地面積	市街化区域内の農地面積		生産緑地 地区面積	市街化区域内の 農地転用面積	市街化区域内の 農地面積割合	市街化区域内の 農地面積 ／市街化区域面積	生産緑地地区面積 ／市街化区域面積
				特定市街化 区域	一般市街化 区域					
地域規模別	○	1,000,000 ※1	500,000 ※2	100,000 ※3	50,000 ※4	50,000 ※5	100,000 ※6	100,000 ※7	100.0% ※8	20.0% ※9
圏域別	○									
三大都市圏別										
ブロック別	○									
都道府県別	○									

<資料>

1. 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、総務省「全国市町村要覧令和6年版」による。
2. 市街化区域面積は、国土交通省「令和5年都市計画現況調査」による。
3. 市街化区域内の農地面積は、総務省「令和5年度固定資産の価格等の概要調書」による。
4. 生産緑地地区面積は、国土交通省「令和5年都市計画現況調査」による。
5. 市街化区域内の農地転用面積は、農林水産省「令和3年農地の権利移動・借賃等調査」による。

<時点>

1. 行政面積は、令和5年10月1日の数値である。
2. 市街化区域面積は、令和5年3月31日現在の数値である。
3. 市街化区域内の農地面積は、令和5年1月1日現在の数値である。
4. 生産緑地地区面積は、令和5年3月31日現在の数値である。
5. 市街化区域内の農地転用面積は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの数値である。

<集計値>

- ※1 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」の[令和5年10月1日面積]、総務省「全国市町村要覧」の[面積]に基づく数値。
 ※2 国土交通省「都市計画現況調査」の[No.2都市計画区域、市街化区域、地域地区の決定状況(1)都市計画区域、市街化区域、用途地域(二)都市別一覧]に基づく数値。
 ※3 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_評価総地籍（市農・計）]に基づく数値。
 ※4 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_評価総地籍（市農・計）]のうち、「特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法」（昭和48年法律第102号）第2条に定められた農地の数値。
 ※5 ※3（市街化区域内の農地面積）－4（特定市街化区域農地面積）
 ※6 国土交通省「都市計画現況調査」の[No.2都市計画区域、市街化区域、地域地区の決定状況(24)生産緑地地区（決定面積）]に基づく数値。
 ※7 農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」の[法第4・5条の届出]に基づく数値。
 ※8 市街化区域内の農地面積の全国に対する割合。
 ※9 ※3（市街化区域内の農地面積）÷※2（市街化区域面積）
 ※10 ※6（生産緑地地区面積）÷※2（市街化区域面積）

表3－（1）－○ 民有地面積（昭和50～令和5年）－○○別－

		(単位：ha)		
地 域 区 分		昭和○年	平成○年	令和○年
		面積	面積	面積
地域規模別				
圏域別	○	12,345,678	12,345,678	12,345,678
三大都市圏別		※1	※1	※1
ブロック別	○			
都道府県別				

<資料>

総務省「固定資産の価格等の概要調書」による。

<時点>

各年の1月1日現在の数値である。

<集計値>

※1 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_評価総地籍（ロ）（地目）]に基づく数値。

表3－（2）－○ 民有地所有者数（昭和50年～令和5年）－○○別－

		(単位：人)		
地 域 区 分		昭和○年	平成○年	令和○年
		所有者数	所有者数	所有者数
地域規模別				
圏域別	○	12,345,678	12,345,678	12,345,678
三大都市圏別		※1	※1	※1
ブロック別	○			
都道府県別				

<資料>

総務省「固定資産の価格等の概要調書」による（平成2年までは納税義務者数の合計、平成8年度までは面積区分別所有者数等に関する調（全地目）、平成9年度、10年度は総括表、平成11年度以降は納税義務者数に関する調の納税義務者数を使用）。

<時点>

各年の1月1日現在の数値である。

<集計値>

※1 総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[総数（イ）（個人・法人）]に基づく数値。

表3－（3）－○ 一人当たり民有地面積（昭和50年～令和5年）－○○別－

		(単位：㎡)		
地 域 区 分		昭和○年	平成○年	令和○年
地域規模別				
圏域別	○	1,234	5,678	9,999
三大都市圏別		※1	※1	※1
ブロック別	○			
都道府県別				

<資料>

総務省「固定資産の価格等の概要調書」による。

民有地面積は総括表の地積の合計とした。

民有地所有者は平成2年までは納税義務者数の合計、平成8年度までは面積区分別所有者数等に関する調（全地目）、平成9年度、平成10年度は総括表、平成11年度以降は納税義務者数に関する調の納税義務者数を使用した。

<時点>

各年の1月1日現在の数値である。

<集計値>

※1 $\left[\text{総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[地籍_評価総地籍（ロ）（地目）]} \times 10,000 \text{ (ha} \rightarrow \text{㎡)} \right] \div \left[\text{総務省「固定資産の価格等の概要調書」の[総数（イ）（個人・法人）]} \right]$ に基づく数値。

表 3－（４） 土地利用面積（昭和50年～令和 2 年）－圏域別－

（単位：万ha）

地 域 区 分		面 積	自然的 土地利用				都市的 土地利用		その他
			農地	森林・原野等	水面・河川・水路		道路	宅地	
地域規模別									
圏域別	○	1,000,000	500,000	200,000	200,000	100,000	200,000	100,000	300,000
三大都市圏別		※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8
ブロック別									※9
都道府県別									

<資料>

国土交通省「土地利用現況把握調査」による。

<時点>

各年度の取りまとめである。

<集計値>

※1 「国土の利用区分別面積」の[総面積]に基づく数値。

※2 ※3（自然的土地利用（農地））＋※4（自然的土地利用（森林・原野等））＋※5（自然的土地利用（水面・河川・水路））

※3 「国土の利用区分別面積」の[農地]に基づく数値。

※4 「国土の利用区分別面積」の[（森林）＋（原野等）]に基づく数値。

※5 「国土の利用区分別面積」の[水面・河川・水路]に基づく数値。

※6 ※7（都市的土地利用（道路））＋※8（都市的土地利用（宅地））

※7 「国土の利用区分別面積」の[道路]に基づく数値。

※8 「国土の利用区分別面積」の[宅地]に基づく数値。

※9 「国土の利用区分別面積」の[その他]に基づく数値。

注1) 年次別に地域区分を表している。

注2) 「土地利用面積」における三大都市圏は埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良の1都2府8県である。地方圏は三大都市圏を除く地域である。

注3) 小点数以下第1位を四捨五入しているため、内訳の和と合計等との数値が一致しない場合がある。

注4) 平成22年までは「農地」と「採草放牧地」を統合し「農用地」としていたが、平成23年からは「採草放牧地」は「原野」の区分と統合し「原野等」としている。

注5) 平成29年から工業用地の対象を変更し、従来の「従業者10人以上の事業所敷地面積」から「従業者4人以上の事業所敷地面積」とした。

表 4－（１） 都道府県・市町村公共施設財産別面積－都道府県別－

（単位：ha）

地 域 区 分		行政面積	都道府県有地			市町村有地			
			行政財産	普通財産	基金	行政財産	普通財産	基金	
地域規模別									
圏域別		1,000,000	500,000	200,000	200,000	100,000	500,000	200,000	200,000
三大都市圏別		※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8
ブロック別									※9
都道府県別	○								

<資料>

1. 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、総務省「全国市町村要覧令和6年版」による。

2. 都道府県有地面積は、総務省「令和4年度都道府県公共施設状況調査（都道府県分）」による。

3. 市町村有地面積は、総務省「令和4年度都道府県公共施設状況調査（市町村分）」による。

<時点>

1. 行政面積は、令和5年10月1日の数値である。

2. 都道府県有地面積は、令和5年3月31日現在の数値である。

3. 市町村有地面積は、令和5年3月31日現在の数値である。

<集計値>

※1 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」の[令和5年10月1日面積]、総務省「全国市町村要覧」の[面積]に基づく数値。

※2 ※3（都道府県有地（行政財産））＋※4（都道府県有地（普通財産））＋※5（都道府県有地（基金））

※3 総務省「都道府県公共施設状況調査（都道府県分）」の[行政財産計]に基づく数値。

※4 総務省「都道府県公共施設状況調査（都道府県分）」の[普通財産計]に基づく数値。

※5 総務省「都道府県公共施設状況調査（都道府県分）」の[（基金土地開発基金計）＋（基金その他の基金計）]に基づく数値。

※6 ※7（市町村有地（行政財産））＋※8（市町村有地（普通財産））＋※9（市町村有地（基金））

※7 総務省「都道府県公共施設状況調査（市町村分）」の[行政財産計]に基づく数値。

※8 総務省「都道府県公共施設状況調査（市町村分）」の[普通財産計]に基づく数値。

※9 総務省「都道府県公共施設状況調査（市町村分）」の[（基金土地開発基金計）＋（基金その他の基金計）]に基づく数値。

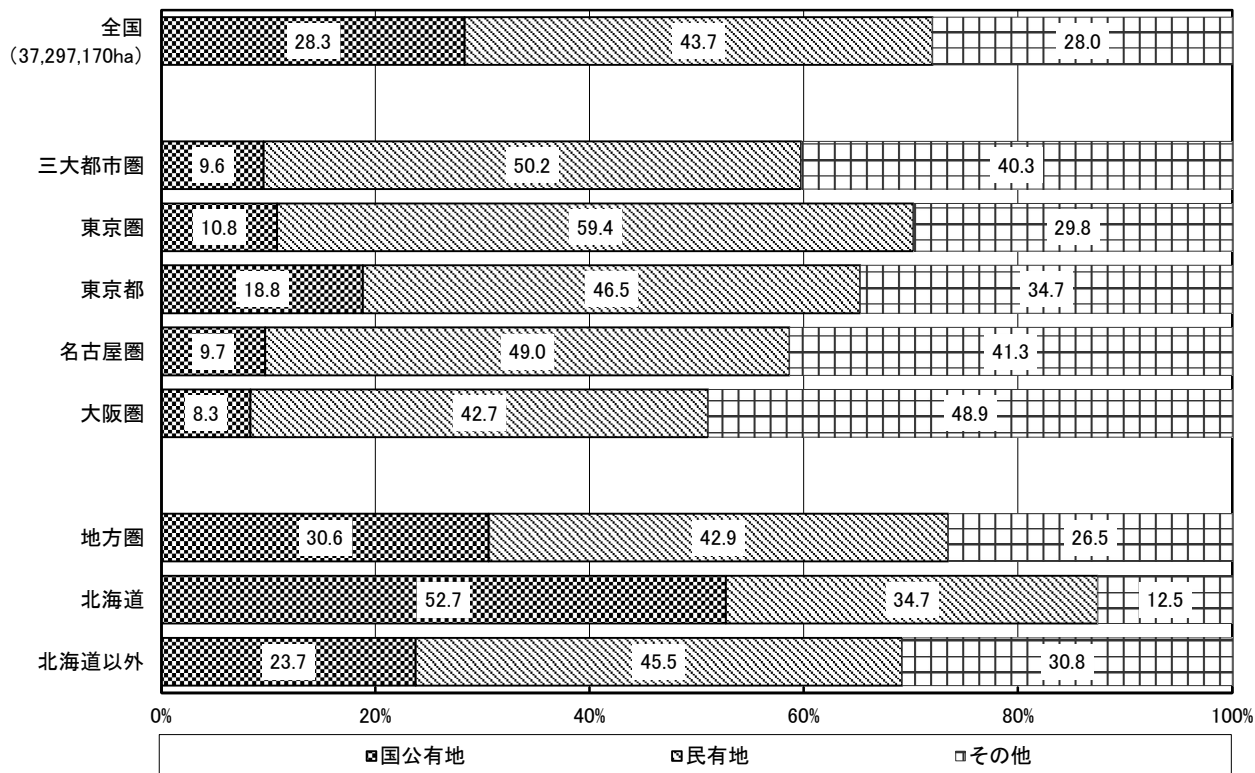
土地所有・利用概況

I 土地所有・利用の状況

1 所有主体別の土地面積

全国の行政面積を所有主体別の面積割合で見ると、民有地が 43.7%と最も高く、次いで国公有地 28.3%、その他 28%となっている。

これを圏域別にみると、三大都市圏では民有地 50.2%、国公有地 9.6%となっている一方で、地方圏では民有地 42.9%、国公有地 30.6%となっており、三大都市圏は地方圏に比べ、民有地の割合が高い。



〔 圏域、土地所有主体別 面積割合 〕

※表 2 - (1) - 1 土地所有主体別面積 -圏域別- 参照

注：「その他」には、次の面積等が含まれている。

- ① 台帳に記載されている面積と、実測面積との差
- ② 非課税地*のために、固定資産の価格等の概要調書に集計されていない面積
- ③ 水路等及び道路の面積

※固定資産税の非課税の範囲（地方税法 348 条）に該当するもの

例) 宗教法人が専らその本来の用に供する土地

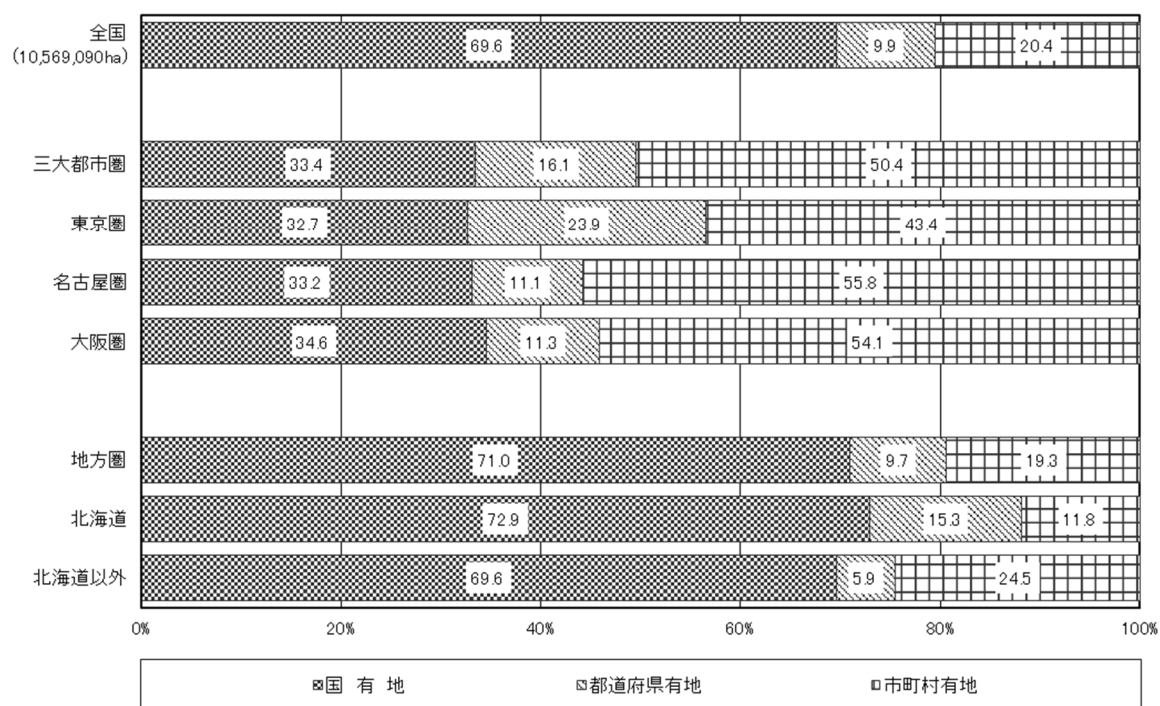
学校法人等が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する土地

自然公園、保安林の用に供される土地 等

2 国公有地の状況

全国の国公有地の面積割合を所有主体別にみると、国有地が 69.6%と最も高く、次いで市町村有地 20.4%、都道府県有地 9.9%となっている。

これを圏域別にみると、三大都市圏では、市町村有地が最も高くなっており、次いで国有地となっている一方で、地方圏では、国有地が最も高く、約 7 割を占めている。



[圏域、所有主体別 国公有地面積割合]

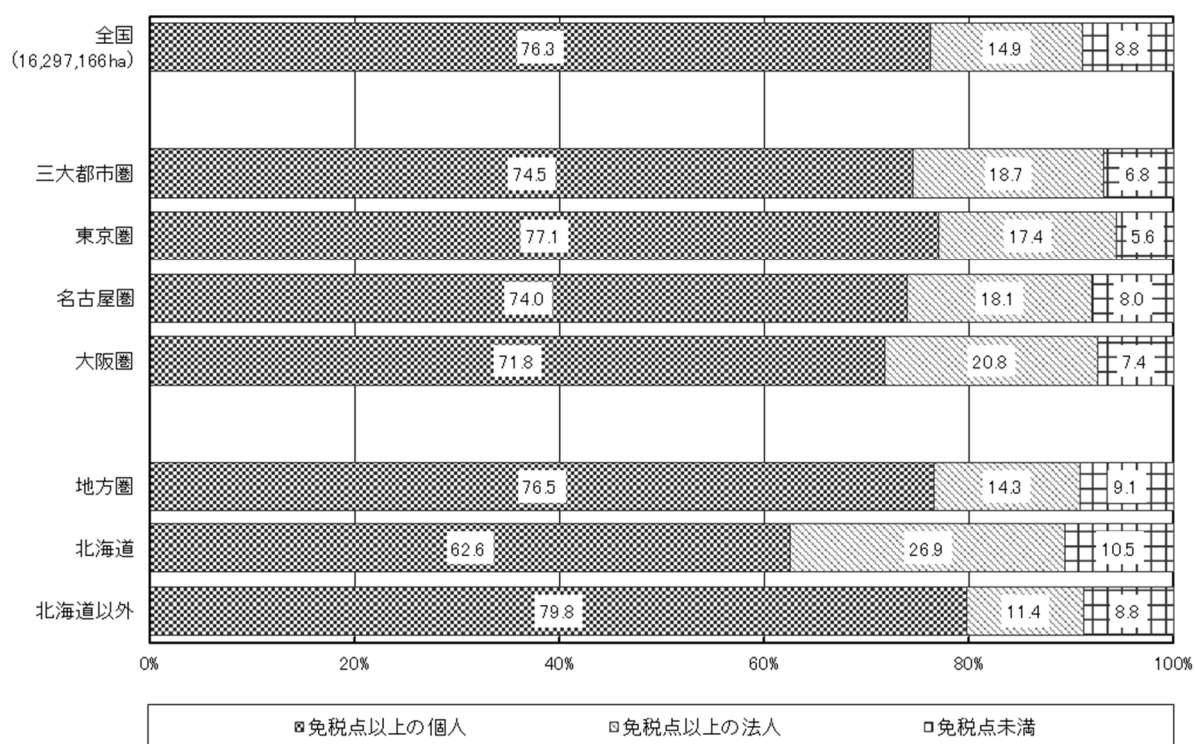
※表 2 - (2) - 1 国公有地面積 -圏域別- 参照

3 民有地の状況

(1) 民有地面積

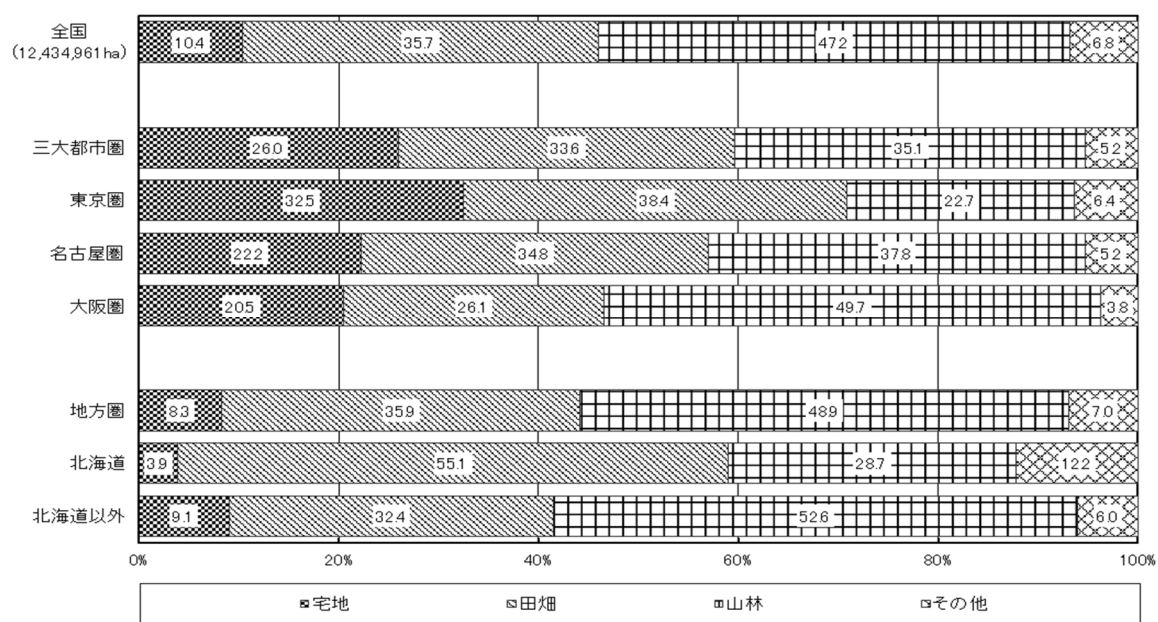
全国の民有地の面積割合を所有主体別にみると、免税点以上の個人が 76.3%と最も高い。

さらに、所有主体ごとに地目別でみると、個人では、山林が 47.2%と最も高く、次いで田畑 35.7%、宅地 10.4%となっている一方で、法人では、山林が 52.0%と最も高く、次いで宅地 17.5%、田畑 7.0%となっている（その他を除く）。



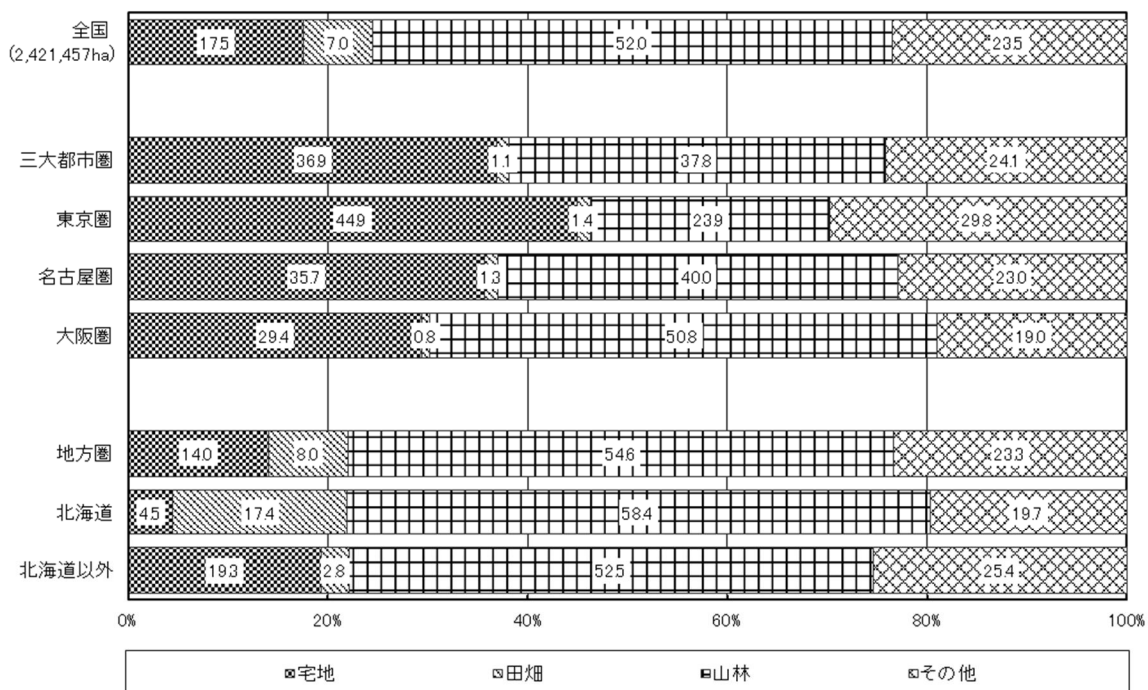
[圏域、所有主体別 民有地面積割合]

※表2-(3)-2 民有地所有者数・面積 -圏域別- 参照



[圏域、地目別 民有地面積割合（免税点以上の個人）]

※表2-(6)-2 民有地地目別個人法人別面積（免税点以上） -圏域別- 参照



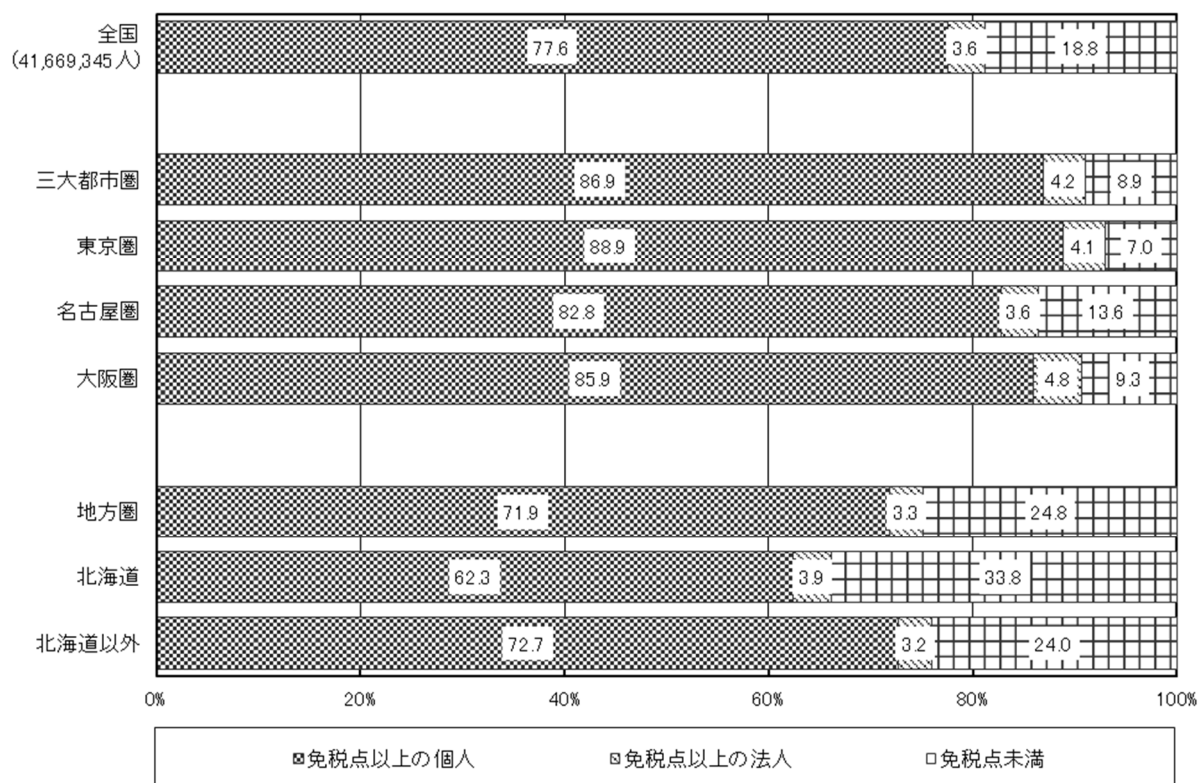
[圏域、地目別 民有地面積割合（免税点以上の法人）]

※表2-(6)-2 民有地地目別個人法人別面積（免税点以上） -圏域別- 参照

(2) 民有地所有者数

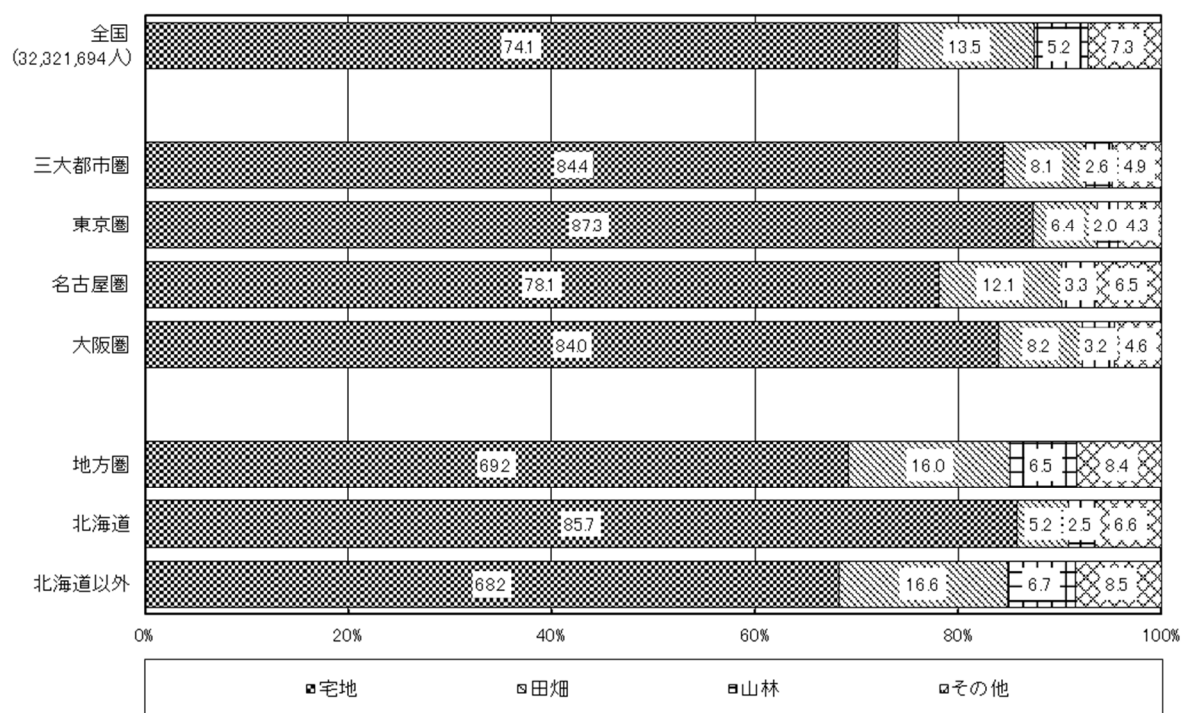
全国の民有地の所有者数割合を所有主体別にみると、免税点以上の個人が77.6%と最も高い。

さらに、所有主体ごとに地目別でみると、個人、法人ともに宅地が最も高く、いずれも約7割を占めている。



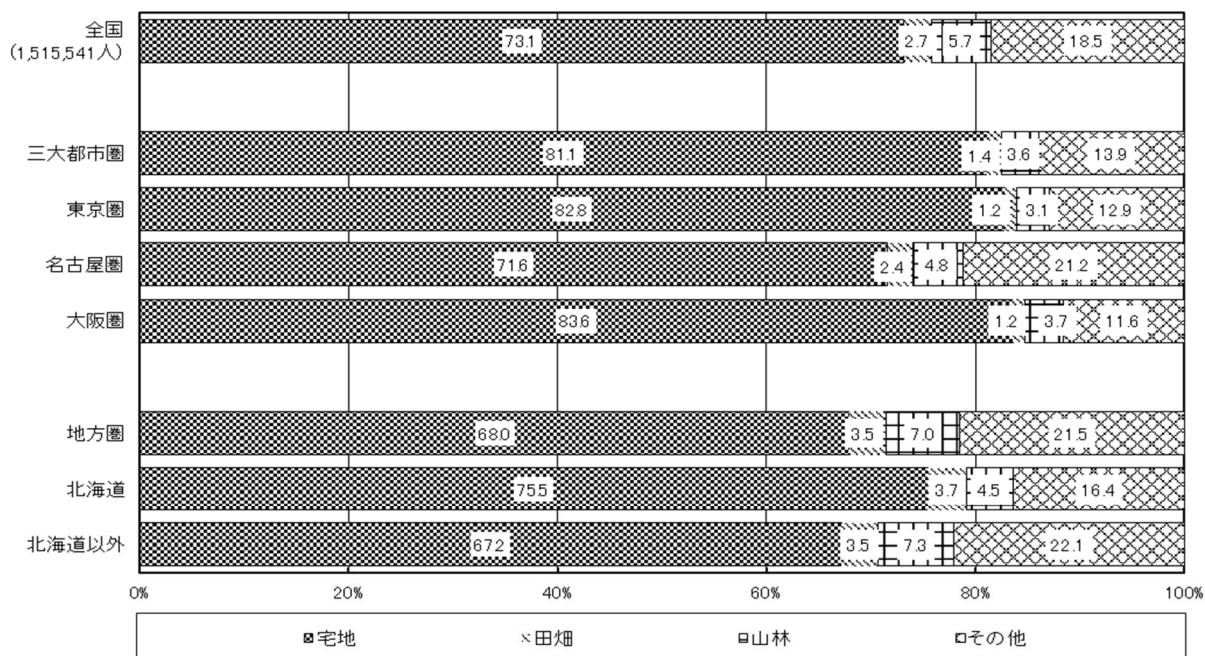
[圏域、所有主体別 民有地所有者数割合]

※表2-(3)-2 民有地所有者数・面積 -圏域別- 参照



[圏域、地目別 民有地所有者数割合（免税点以上の個人）]

※表 2 - (5) - 2 民有地地目別個人法人所有者数（免税点以上） -圏域別- 参照



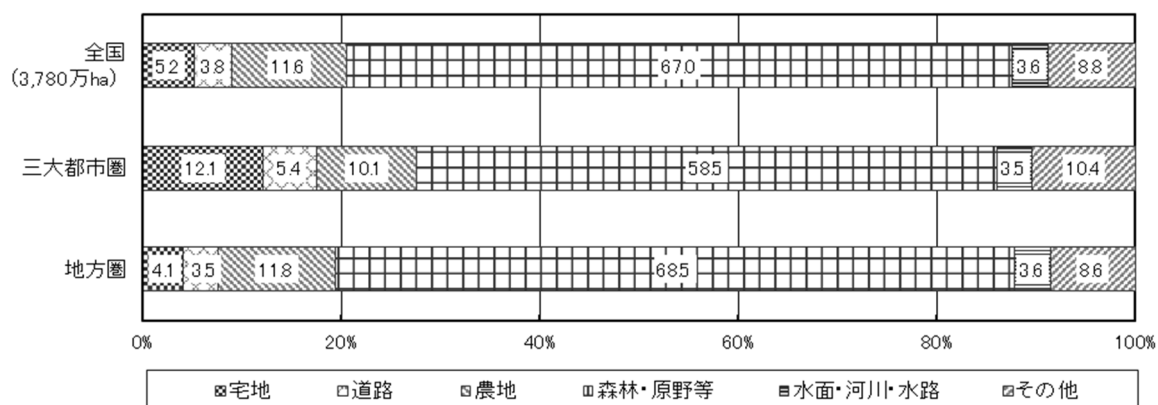
[圏域、地目別 民有地所有者数割合（免税点以上の法人）]

※表 2 - (5) - 2 民有地地目別個人法人所有者数（免税点以上） -圏域別- 参照

4 その他

(1) 土地利用状況

全国の土地利用状況の面積割合を利用現況別にみると、森林・原野等が67.0%と最も高く、次いで農地11.6%、宅地5.2%となっている（その他を除く）。



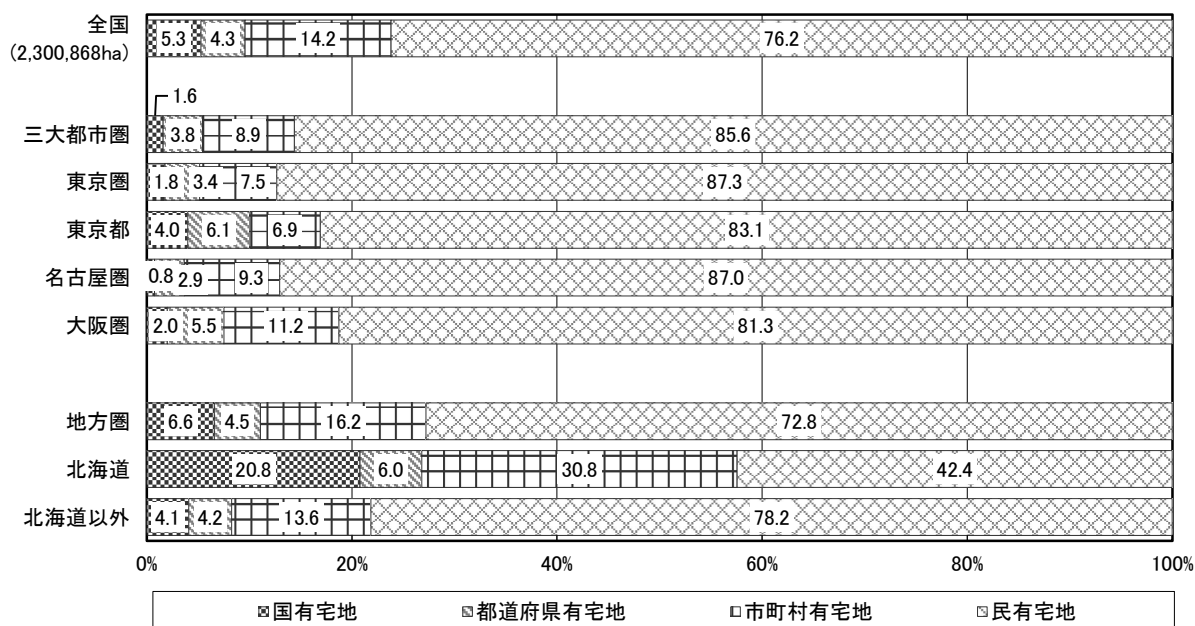
[圏域、土地利用状況別 面積割合]

※表3-(4) 土地利用面積 (昭和50年～令和2年) -圏域別- 参照

(2) 宅地面積

全国の宅地の面積割合を所有主体別にみると、私有宅地が76.2%と最も高く、次いで市町村有宅地14.2%、国有宅地5.3%、都道府県有宅地4.3%となっている。

これを圏域別にみると、三大都市圏では、私有宅地が約8割を占めているが、地方圏では約7割にとどまる。北海道においては、約4割となっており、他の地域と比べ、占める割合が低い。



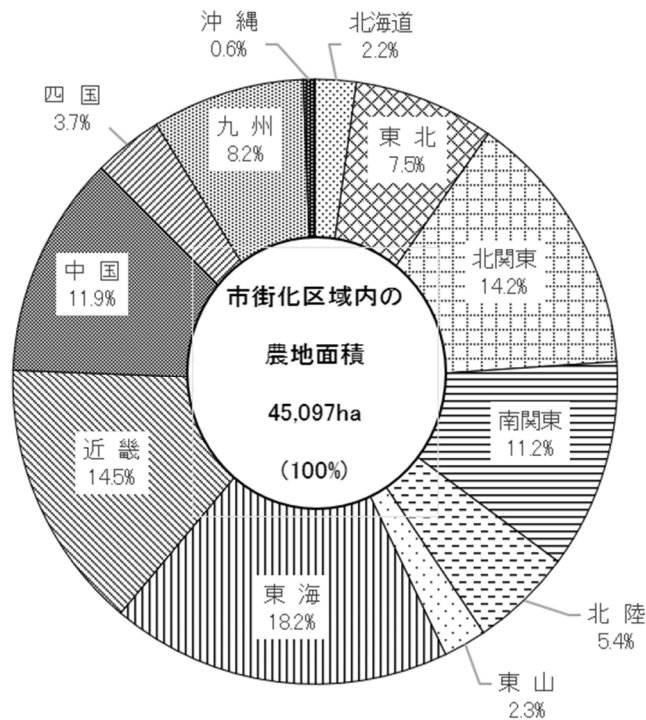
[圏域、所有主体別 宅地面積割合]

※表2-(7)-1 土地所有主体別宅地面積 -圏域別- 参照

(3) 市街化区域内の農地面積

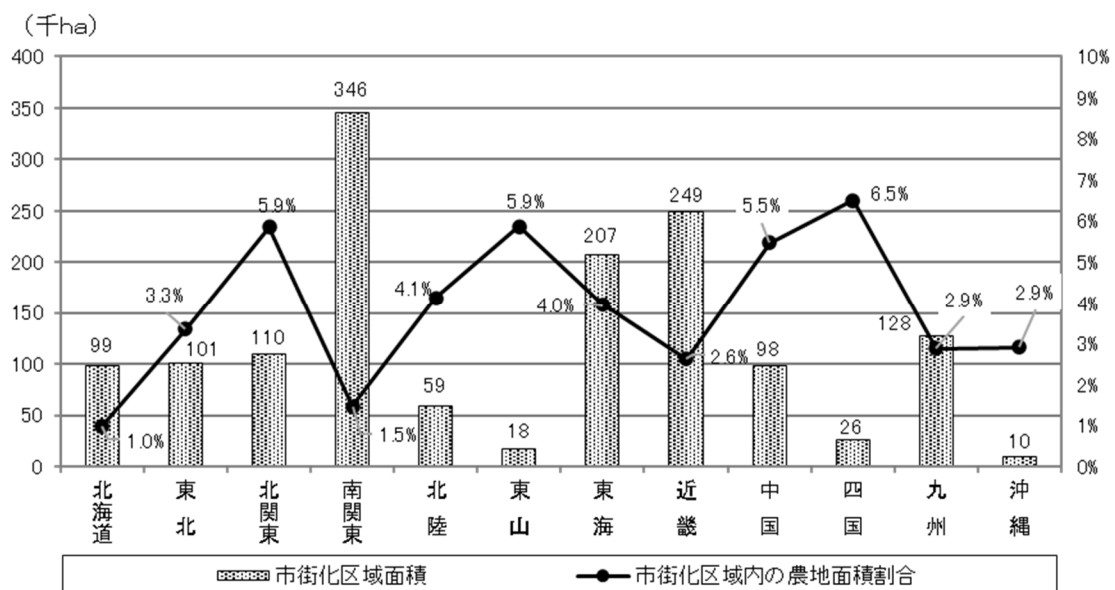
全国の市街化区域内の農地面積割合をブロック別にみると、東海が18.2%と最も高く、次いで近畿14.5%、北関東14.2%となっている。

さらに、ブロックごとの市街化区域面積に対する市街化区域内の農地面積割合をブロック別にみると、四国が6.5%と最も高く、次いで北関東5.9%、東山5.9%となっている。



[ブロック別 市街化区域内の農地面積割合]

※表2-(8)-3 市街化区域内の農地面積 -ブロック別- 参照



[ブロック別 市街化区域面積、市街化区域内の農地面積割合]

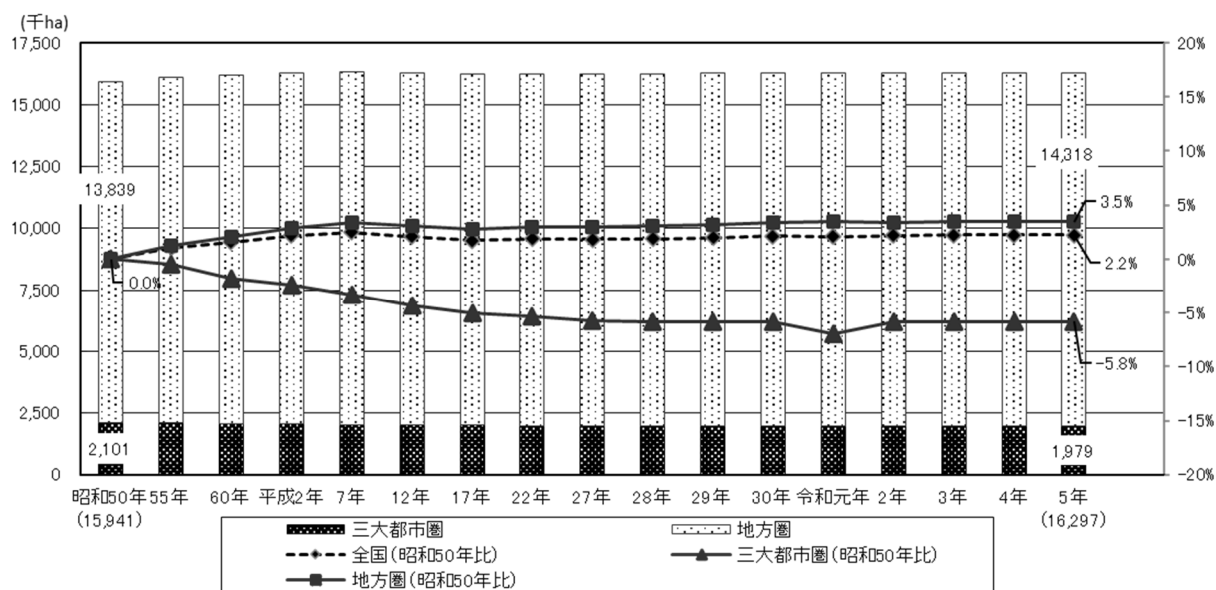
※表2-(8)-3 市街化区域内の農地面積 -ブロック別- 参照

Ⅱ 土地所有・利用状況の推移

1 民有地面積

全国の民有地面積は、昭和 50 年から増加傾向であったが、近年ではほぼ横ばいで推移しており、令和 5 年は昭和 50 年と比べて 2.2%の増加となっている。

さらに圏域別にみると、三大都市圏では、昭和 50 年から減少傾向であったが、近年ではほぼ横ばいで推移しており、令和 5 年は昭和 50 年と比べて 5.8%の減少となっている一方、地方圏では、全国と同様の傾向を示しており、令和 5 年は昭和 50 年と比べて 3.5%の増加となっている。



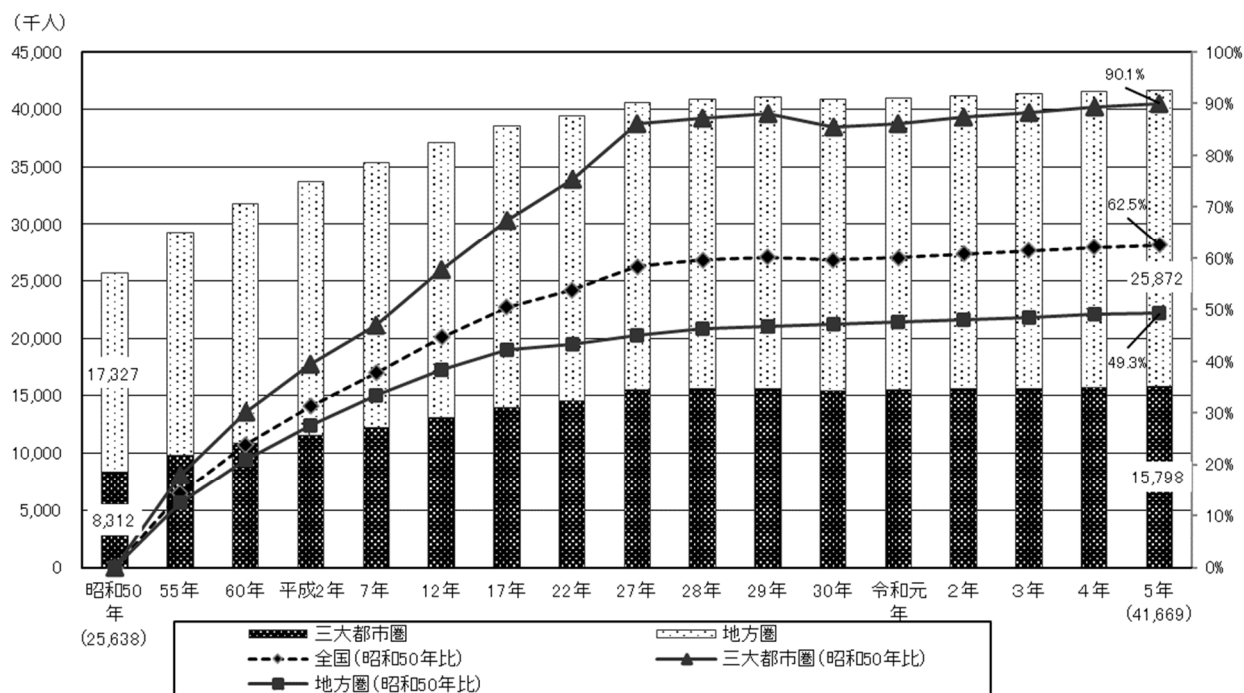
[圏域別 民有地面積、昭和 50 年比の時系列推移（昭和 50 年～令和 5 年）]

※表 3 - (1) - 1 民有地面積(昭和 50 年～令和 5 年) -圏域別- 参照

2 民有地所有者数

全国の民有地所有者数は、昭和 50 年から増加傾向であったが、近年ではほぼ横ばいで推移しており、令和 5 年は昭和 50 年と比べて 62.5%の増加となっている。

さらに圏域別にみると、昭和 50 年と比べて、三大都市圏では 90.1%の増加、地方圏では 49.3%の増加となっており、三大都市圏の方が地方圏より増加率が大きくなっている。



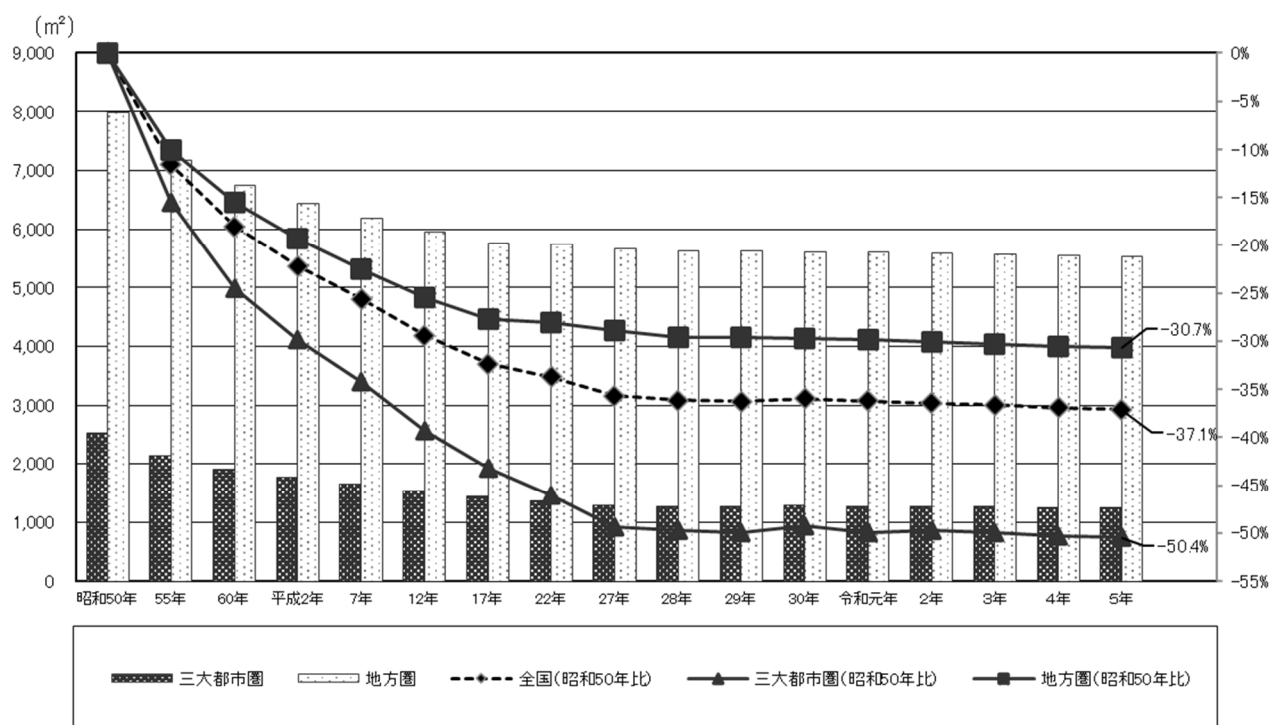
[圏域別 民有地所有者数、昭和 50 年比の時系列推移（昭和 50 年～令和 5 年）]

※表 3 - (2) - 1 民有地所有者数（昭和 50 年～令和 5 年） -圏域別- 参照

3 一人当たり民有地面積

全国の一人当たり民有地面積は、昭和 50 年から減少傾向であったが、近年ではほぼ横ばいで推移しており、令和 5 年は昭和 50 年と比べて 37.1%の減少となっている。

さらに圏域別にみると、昭和 50 年と比べて、三大都市圏では 50.4%の減少、地方圏では 30.7%の減少となっており、全国と同様の傾向となっているが、三大都市圏の方が地方圏より減少率が大きくなっている。



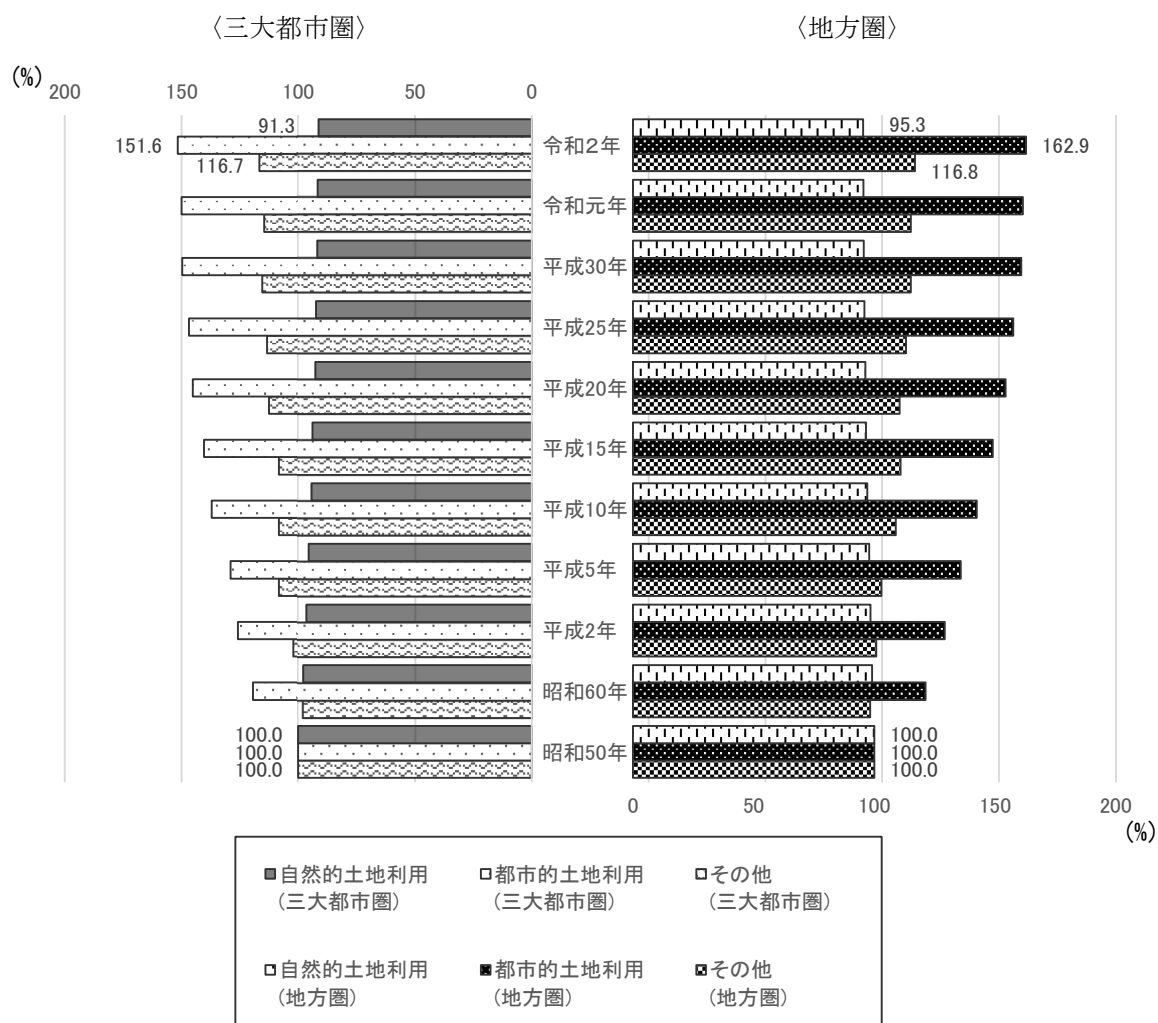
〔 圏域別 一人当たり民有地面積、昭和 50 年比の時系列推移
(昭和 50 年～令和 5 年) 〕

※表 3 - (3) - 1 一人当たり民有地面積 (昭和 50 年～令和 5 年) -圏域別- 参照

4 土地利用状況の推移

全国の土地利用状況別の面積は、昭和 50 年から道路や宅地などの都市的土地利用が増加傾向で推移しており、令和 2 年は昭和 50 年と比べて三大都市圏では 51.6%の増加、地方圏では 62.9%の増加となっている。

一方、農地や森林などの自然的土地利用をみると、令和 2 年は昭和 50 年と比べて三大都市圏では 8.7%の減少、地方圏では 4.7%の減少となっている。



[圏域別 土地利用面積、昭和 50 年比の時系列推移(昭和 50 年～令和 2 年)]

※表 3 - (4) 土地利用面積(昭和 50 年～令和 2 年) -圏域別- 参照